

令和 7 年 5 月 19 日
住宅局安心居住推進課

「居住支援法人」の活動を支援します ～改正住宅セーフティネット法の施行に向けた対象事業者の拡大～

改正住宅セーフティネット法^{※1}の施行が 10 月 1 日に決定したことを踏まえ、住宅確保要配慮者に対する居住支援を目的とした「居住支援法人」^{※2}の活動を支援する補助事業^{※3}の対象事業者の拡大に伴う募集を、本日より開始します。

※1 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(令和 6 年法律第 43 号)

※2 住宅セーフティネット法に基づき、居住支援を行う法人として都道府県が指定するもの

※3 居住支援協議会等活動支援事業(令和 7 年度本予算:住宅確保要配慮者居住支援法人が行う民間賃貸住宅等への入居の円滑化に係る活動の支援に関する事業)

1) 事業概要

本事業は、住宅確保要配慮者^{※4}の民間賃貸住宅等への入居の円滑化に係る活動を行う「居住支援法人」に対して、国がその活動に要する費用の一部を予算の範囲内で補助するものです。(「別紙」参照)

※4 住宅セーフティネット法において定める、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育している者等の住宅の確保に特に配慮を要する者

2) 応募方法

- ・令和 7 年 5 月 30 日(金) 17 時までに、事務局まで、応募書類を電子メールにより提出してください。
- ・令和 7 年度居住支援協議会等活動支援事業で既に採択を受けている法人は対象外になります。
- ・応募要件等の詳細については、応募要領をご覧ください。
- ・事務局の連絡先、応募要領、応募書類等は、以下 URL をご確認ください。

<https://mrs-sc.mlit.go.jp>

【問い合わせ先】

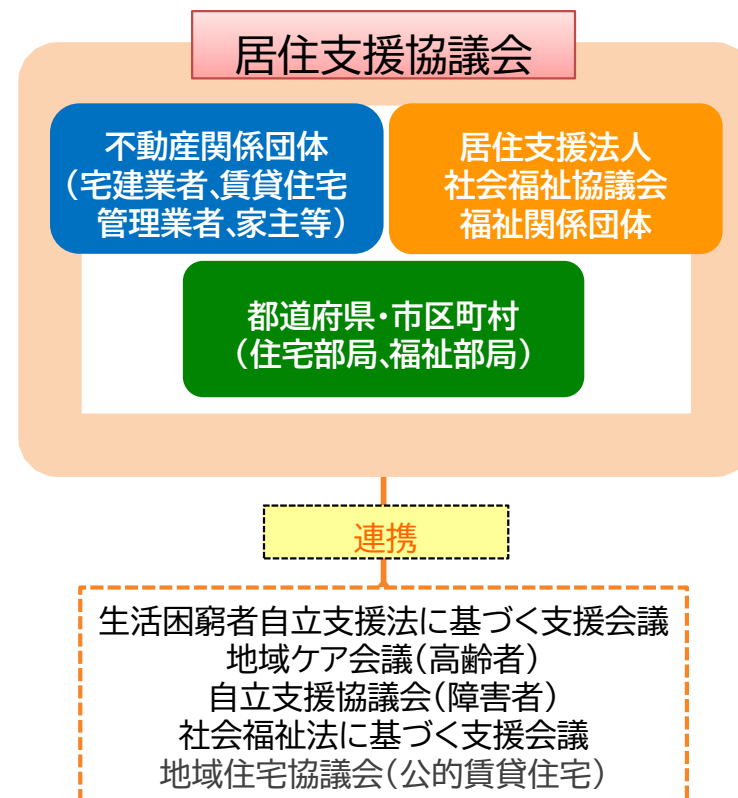
住宅局安心居住推進課 TEL : 03-5253-8111



居住支援協議会、居住支援法人等が行う、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居の円滑化に関する活動等に係る事業の立上げ等に対して支援（事業期間：令和6年度～令和10年度）

令和7年度当初予算：10.81億円

居住支援協議会等活動支援事業	
事業主体	住宅セーフティネット法に基づく居住支援協議会（都道府県・市区町村居住支援協議会、居住支援協議会設立準備会）、居住支援法人 等
補助対象事業	1. 市区町村居住支援協議会立ち上げ支援 2. 地域における総合的・包括的な居住支援体制の整備 3. 居住支援協議会設立に向けた準備に係る取組 4. 入居前支援（相談窓口の開設や不動産店・内覧の同行等） 5. 入居中支援（見守りや生活相談、緊急時対応等） 6. 地方公共団体等との連携（セミナー等における情報提供等） 等
補助率	定額（国10/10）
補助限度額	・都道府県居住支援協議会 ……上限5,000千円 ・市区町村居住支援協議会 ……上限5,000千円 ・居住支援協議会設立準備会 ……上限3,500千円 （複数自治体による共同設立の場合は上限4,000千円） ・居住支援法人 ……上限7,000千円 （スタートアップ加算該当の場合は上限7,500千円）



居住支援協議会

- ・地方公共団体、不動産関係団体、居住支援法人等が連携して協議会を設立
- ・設立状況；155議会（全都道府県・117市区町村）が設立（R7年3月末時点）

居住支援法人

- ・都道府県が、NPO法人、一般社団法人、一般財団法人（公益社団法人・財団法人を含む）、社会福祉法人、居住支援を目的とする株式会社等 を指定
- ・指定数；1031法人（全都道府県合計）が指定（R7年3月末時点）